

第 2 2 期
大分海区漁業調整委員会
第 2 5 回委員会
議 事 録

開催日時 令和 6 年 5 月 2 1 日 (火) 午後 1 5 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第22期大分海区漁業調整委員会第25回委員会議事録

1. 開催日時 令和6年5月21日（火） 午後15時00分
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 小野 眞 一（会長、議長）
阿部 貴 史
須川 直 樹
渡邊 英 敏
疋田 一 則
山本 勇
濱田 貴 史
阿部 義 広
森崎 真 吾
山尾 和 久
齋藤 信 二
本庄 新
小野 裕 佳

欠席委員 藤本 昭 夫

事務局 大石事務局長、堀事務局長次長、中川主幹、野田主査

農林水産部 大屋審議監

漁業管理課 利光主事

水産振興課 堤総括、中島技師

臨席者 北部振興局 三ヶ尻孝文、南部振興局 金澤健主幹、大分県漁協蒲江支店 福田勝
4. 議事録署名委員 森崎委員、濱田委員
5. 協議事項及び審議の結果
第1号議案 海区漁場計画の変更について
審議の結果 異議のない旨答申することに決した
第2号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について

審議の結果	異議のない旨答申することに決した
第3号議案	別府湾南部海域における「まきえ船釣り等」の承認について
審議の結果	原案のとおり承認した

6. 審議概要

事務局長 それではただいまから、第22期第25回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行をさせていただきます事務局長の大石です。よろしくお願いいたします。

はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員15名中13名の委員さんが出席しておりますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、はじめに大屋農林水産部審議監兼漁業管理課長からごあいさつを申し上げます。

大屋審議監 (あいさつ)

事務局長 ありがとうございます。ここで、お手元の「職員出入り表」をご覧ください。ここで、4月1日付けの人事異動で事務局の関係職員が4名異動しておりますので、自己紹介をさせていただきたいと思います。

(自己紹介 / 大石事務局長、堀事務局次長、野田主査、利光主事)

また、水産振興課の資源管理担当職員にも異動がありましたので、自己紹介をさせていただきます。(自己紹介 / 中島技師)

事務局長 資料は、タブレットで用意しております。タブレットの画面に議案書がありますのでご確認ください。紙の資料が必要な方は挙手をお願いいたします。また、令和6年4月1日付けで更新しました「大分県の漁業権」と遊漁者に配布する「遊漁者の皆さんへ」というパンフレットをお手元に配布しております。ご確認ください。

それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、小野会長に以後の議事進行をお願いします。

議 長 議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。森崎委員と濱田委員をお願いします。

それでは議事に入ります。

第1号議案の「海区漁場計画の変更について」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。

事務局長

議案書の3ページをご覧ください。漁業法第64条第8項において読み替えて準用する同条第4項の規定に基づき、知事から本委員会に対し意見を求められたものです。次の4ページが知事からの諮問文です。

次の5ページ、「1 海区漁業調整委員会への諮問」をご覧ください。区画漁業権について、変更2件、新規4件を設定するため、海区漁場計画を変更するものです。

「2 免許までの流れ」をご覧ください。大きな流れは、昨年度ご説明した漁業権の一斉切替と同じです。本日の委員会でお示しする海区漁場計画の変更案を作成するにあたり、4月に関係機関との協議及び利害関係人への意見聴取としてのパブリックコメントを実施しました。その右の四角が本日の委員会です。知事からの諮問を受け、委員会より答申を出します。県は6月末までに変更後の海区漁場計画の告示を発出、7月の1ヶ月間を申請期間とし、その後、当委員会に対し再度諮問が行われ、申請者の適格性が認められれば、令和6年10月1日付での免許となります。免許までの流れは以上となります。

次の6ページをご覧ください。「3 海区漁場計画の要件について」です。

漁業法第63条第1項において、海区漁場計画は「海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支援を及ぼさないこと」と規定されています。そこで、海区漁場計画の内容が、他の法令との関係上支障がないものとなっているか確認するため、大分海上保安部等、関係機関に意見照会を行っております。県の河川課を除き、「意見なし」との回答が得られております。

県河川課からは、区第千百十号について、河川海岸に近接しており沖合には離岸堤があるため、その位置に留意すべきとの意見がありましたが、変更案の作成にあたっては、離岸堤が位置する海岸保全区域と区画漁業権設定区域とが重複していないことを確認しており、県では支障はないとの判断をしています。

次に、「4 利害関係人の意見聴取について」です。

漁業法第64条第1項の規定に基づき実施するもので、県が漁場計画の案を作成しようとするときは、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他利害関係人の意見を聴かなければならないとされています。

県ではパブリックコメントとして、令和6年3月29日から4月28日までの1ヶ月間意見を募りましたが、意見の提出はありませんで

した。

次の7ページをご覧ください。今回変更又は新規に設定する区画漁業権の概要について、漁場図を用いてご説明いたします。

まず、区第千百十号の漁場区域の変更です。現行の漁場区域を青、変更後の漁場区域を赤で示しています。秋に運行開始が予定されているホーバークラフトの航路と現行の漁場区域が交差することから、安全を考慮し、北西方向に漁場区域を移設するものです。

次の8ページをご覧ください。区第4千6百32号の漁場区域の変更です。現行を青、変更後を赤で示しています。現在、魚類養殖を行っている区画を整理・縮小し、その縮小した部分を後ほどご説明します区第4千6百90号とし、その区画において真珠養殖を行いたいということで漁業者より要望があったものです。

次の9ページ以降の区第3千3百40号、4千6百21号、4千6百43号、4千6百90号はいずれも漁業者より新規に貝類又は真珠の養殖を行いたい旨の要望を受けて区画漁業権を設定するものです。いずれも、新規に設定する区画漁業権の漁場区域を赤で示しています。

13ページをご覧ください。海区漁場計画の変更に関する告示案です。漢数字の一「海区漁場計画の変更内容」における全ての項目は「別表のとおり」となっておりますので、後ほど別表にて確認します。

続いて漢数字の二「保全沿岸漁場に関する事項」は「該当なし」、漢数字の三「漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項」は赤枠の箇所にも本日の答申結果が記載されることとなります。次の14ページをご覧ください。2の漁場図は「別図のとおり」となっておりますが、漁業管理課にて縦覧に供されることとなっております。

次に、漢数字四「免許予定日」は、令和6年10月1日です。最後の漢数字五「四に係る申請期間」ですが、こちらは令和6年7月1日から8月1日までの1ヶ月となっております。

次の15ページをご覧ください。先ほど「別表のとおり」とされていたものです。

一番先頭にある漁場計画番号区第千百十号でご説明いたします。免許の内容についてですが、「漁業の種類及び名称」から「漁場の位置」までは変更がありません。「漁場の区域」ですが、「区域」としてイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域と表示しております。この点イ、ロ、ハ、ニについてですが、国東市と杵築市との境界の標識を基点79号とし、基点からの真方位と距離で表示しています。また、各点の位置については、参考値として緯度経度の座標も記載されております。

漁場の区域の右の欄にある「条件」と「関係地区」は変更ありません。さらに右の欄の「存続期間」は、既存の区第千百十号の存続期間に当たる令和10年8月31日までの期間とされております。

なお、区第4千6百32号以降もすべて同様の記載となっております。

区画漁業権の変更及び新設に伴う海区漁場計画の変更につきましては、以上となりますが、本日も説明した告示案については、県内部の審査の過程で字句の訂正等が行われる場合があることをご了承いただきたいと思っております。説明は以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、第1号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。
ご意見もないようですので、第1号議案「海区漁場計画の変更について」は原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第1号議案については原案のとおり異議ない旨知事に答申することといたします。
続きまして、第2号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」を審議します。
事務局は提案理由を説明してください。

事務局長 議案書の18ページをご覧ください。
令和6年度中に予定している短期許可及び許可の有効期間の満了に伴う許可の更新について、制限措置と申請期間を定める必要があるため、漁業法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。
また、許可の有効期間を、大分県漁業調整規則第15条第1項で定める期間よりも短い期間で許可することについて、同じく読み替えて準用する法第46条第2項に基づき、同様に意見を求められているものです。
次のページ(P19)が知事からの諮問文です。
次のページ(P20)をご覧ください。1の「制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。
この公示制度は、漁業の許可の申請を受け付ける前に、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することで許可手続きの透明化を図ることを目的としています。公示する制限措置は、漁業法等

の規定により、「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 ③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」となっています。

次に、「2 令和6年度中に公示する予定の漁業の概要」です。昨年度、諮問回数削減等を目的に当該年度内に予定される漁業の許可手続きについて、一括して諮問を行うこととされました。今年度は表のとおり8種類の許可手続きが予定されておりますので、それぞれの漁業の概要について説明いたします。はじめに、表の一番上「いか棒受け網漁業」です。これは、漁船に明かりを灯し、集まった魚介類を網ですくい取る漁法で、主な漁獲対象種は「いか」であり、今回漁業者からの許可の要望に伴い公示するものです。要望書については後ほどご確認いただきます。公示の時期は、今年の6月上旬を予定しております。

続いて、上から2段目と3段目、山口県漁業者又は宮崎県漁業者が本県海域にて行うふぐはえ縄漁業について併せて説明いたします。ふぐはえ縄漁業は、一本の幹縄（みきなわ）に針のついた枝縄（えだなわ）を一定間隔で取り付けた漁具で魚をとる漁法で、主な漁獲対象種は「ふぐ」です。

当漁業については、本県において昭和62年に許可漁業と定めた際、大分県海域で操業していた他県の漁業者に対しても、入漁を認めることとし、山口県とは毎年覚書を締結したうえで許可しています。宮崎県漁業者に対しても山口県に準じた取扱いをしており、今年も山口県との覚え書きが更新されれば、許可の有効期間の満了に伴い、公示を行うものです。公示の時期は、いずれも8月下旬頃を予定しています。

次に、「小型機船底びき網漁業手繰第3種貝けた網漁業」です。これは、「けた」と呼ばれる鉄製の枠のついた網を海底に沈め、当該漁具を曳航し魚介類をとる漁業で、主な漁獲対象種は、「カレイ類やくるまえび等」です。

この漁業は、毎年周防灘3県連合海区漁業調整委員会において、操業の開始時期を決定し、許可を行っております。今年度についても操業始期が決定されれば、公示を行うものです。公示の時期は、周防灘3県連合海区漁業調整委員会での承認後となります。

続いて、宮崎県漁業者又は愛媛県漁業者が本県海域にて行う中型まき網漁業について併せて説明します。

この漁業は、集魚灯を用いて集めた魚群を帯状の網で取り囲んでとる漁業で、主な漁獲対象種は「いわし、あじ、さば」です。従来より、各県間との協定又は覚書に基づき、相互に入漁しているもので、今年も例年どおり更新されれば、許可の有効期間満了に伴い、公示を

行うものです。公示の時期は、いずれも10月頃を予定しています。

続いて、愛媛県漁業者が本県海域にて行うはえ縄漁業です。漁法は先ほどご説明したものと同様に、主な漁獲対象種は「たい、はも、ふぐ」です。当漁業は愛媛県との覚書に基づき、相互に入漁しているもので、今年も例年どおり覚書が更新されれば、許可の有効期間満了に伴い、公示を行うものです。公示の時期は、10月頃を予定しております。

最後に、山口県漁業者による小型機船底びき網漁業手繰第2種こぎ網漁業についてです。この漁業は、海底に沈めた網を曳航し、魚介類を袋網に追い込んでとる漁業で、主な漁獲対象種は「えび類、雑魚」です。当漁業は山口県との協定に基づき相互に入漁しているもので、今年も例年どおり協定が更新されれば、許可の有効期間満了に伴い、公示を行うものです。公示の時期は、12月下旬頃を予定しております。

次の21ページをご覧ください。県外漁業者の入漁に関する具体的な取り決めは、各県間もしくは漁業者間において締結する協定又は覚書によって定めることとしており、山口県とは例年8月頃に開催している周防灘3県連合海区漁業調整委員会において、愛媛県とは例年9月頃に開催している豊予連合海区漁業調整委員会において、宮崎県とは、例年9月頃に開催している大分・宮崎連合海区漁業調整委員会において、それぞれ協議が行われます。なお、宮崎県との協定は異議の申し出がないときは1年間に限り自動更新されるため、今後異議の申し出がなければ今年度の委員会は開催されません。現在の協定及び覚書きにつきましては、後ほど確認します。

次に、現在の入漁許可の状況についてですが、下の図をご覧ください。矢印の方向と色で、各県との入漁の状況を表しています。山口県と宮崎県からのふぐはえ縄漁業が一方入漁となっている以外は、相互入漁となっています。

22ページをご覧ください。「3 本件公示の制限措置の内容」について説明します。

はじめに、いか棒受け網漁業です。こちらは、表の左から2番目にある「許可等をすべき船舶の数」のみが前年度からの変更となります。昨年度は35隻が上限数でしたが、今年度は漁業者からの要望により、34隻となっております。次の23ページの要望書の一番下に「許可要望隻数」があり、34隻となっております。前の22ページにお戻りください。表の説明を続けます。「船舶の総トン数」は「5トン未満」、「推進機関の馬力数」は「定めなし」です。さらに右の欄の「操業区域」は、文言で表記するとこのとおりですが、25ページの操業区域図で説明します。こちらは、佐伯市沿岸海域を示したもの

ですが、共同漁業権の漁場区域を除く、斜線部分が操業区域です。

22ページにお戻りください。表の説明に戻ります。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は、要望に基づき「8月1日から9月30日まで」の2ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は、「佐伯市（弥生、本匠、宇目及び直川を除く）に住所を有する者」です。最後の申請期間については、後ほどまとめてご説明します。以上が、いか棒受け網漁業についての説明です。

続いて、「県外漁業者の行うはえ縄漁業」です。26ページをご覧ください。こちらの漁業は、山口県・宮崎県・愛媛県からの入漁に関するものですが、いずれも制限措置に変更がありませんので、上段の山口県漁業者の許可を例に説明します。

表の左から3番目の欄「許可等をすべき漁業者の数」、続く「船舶の総トン数」及び「推進機関の馬力数」は、制限を定めなため「定めなし」としてあります。さらに、右の欄の「操業区域」は、豊後水道の大分県海域で共同漁業権区域を除く海域となっています。

続いて「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「8月20日から翌年の3月31日まで」の約7ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「豊後水道における山口県の大分県入漁の許可に関する覚書」に基づいて入漁する者」です。次の27ページに現在の山口県との入漁に関する覚書を掲載しています。この覚書が同じ内容で更新された場合、先ほどご説明した制限措置を公示することになります。以上が、県外漁業者の行うはえ縄漁業です。

続いて、小型機船底びき網漁業手繰第3種貝けた網漁業です。31ページをご覧ください。

この漁業は、大分県海域のみで行うものと、大分県海域に加え周防灘3県の共通海域で行うものとで許可が異なります。いずれも従来の許可の制限措置から変更がありませんので、上段の大分県海域のみで行うものを例に説明します。

表のいちばん左の欄の「番号」は、「2-2-2」です。その右の欄の「漁業種類」は、「手繰第3種貝けた網漁業（大分県専管海域）」です。

漁業種類の右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、「77隻」です。その右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン未満」、「推進機関の馬力数」は「48キロワット以下。旧漁船法の馬力数では15馬力以下」です。さらに、右の欄の「操業区域」は、文言で表記するとこのとおりですが、33ページをご覧ください。豊前海の図ですが、斜線部が許可の操業区域となります。

表の説明を続けますので、31ページにお戻りください。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「令和6年10月8日から令和6年1

1月9日まで」までの1ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は「中津市（三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。）、宇佐市（安心院町及び院内町を除く。）又は豊後高田市に住所を有する者であって、手繰第2種こぎ網漁業の許可を有する者」です。以上が、小型機船底びき網漁業手繰第3種貝けた網漁業についての説明です。

続いて、「県外漁業者の行う中型まき網漁業」です。35ページをご覧ください。こちらでも従来の許可から内容に変更ありませんので、上段の宮崎県漁業者の許可を例に説明します。

まず、表の左から2番目の欄の「漁業種類」は、「いわし、あじ、さばまき網漁業（5トン以上15トン未満）」です。

漁業種類の右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は現在の協定に基づき3隻、「船舶の総トン数」は「5トン以上15トン未満」、「推進機関の馬力数」は「定めなし」です。

その右の欄の「操業区域」は、37ページに図面を掲載していますのでご覧ください。左の図で色をつけている部分が操業区域です。

表の説明を続けますので、35ページにお戻りください。「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は「12月1日から翌年の11月30日まで」、「漁業を営む者の資格」は「宮崎県知事から中型まき網漁業の許可を受けた者であって、「大分県・宮崎県入会海域におけるまき網漁業の操業に関する覚書」に参加する者」です。38ページに現在の宮崎県との相互入会に関する協定書を掲載しております。また、40ページには両県の漁業者による覚書を掲載しています。

愛媛県漁業者への許可について、1点補足説明をさせていただきます。

35ページの最下段、愛媛県の許可をご覧ください。左から2番目の欄「許可等をすべき船舶の数」です。例年愛媛県からの要望に応じて許可隻数を設定しておりますが、昨年度追加要望があったことから今回は現在の許可実績に合わせて5隻としています。今年度の連調委において、5隻を超える要望が提出されたときは再度当委員会に諮問し、意見を伺ったうえで公示することを考えておりますが、5隻を下回る要望の場合は、特に漁業調整上の支障はないと考えられるため、再度の諮問はせず公示したいとのことです。このことについてもご意見をお願いします。41ページに現在の愛媛県との入漁に関する協定書を掲載しておりますのでご覧ください。以上が、県外漁業者の行う中型まき網漁業です。

最後に、山口県漁業者の行う小型機船底びき網漁業です。44ページをご覧ください。

まず、表の左から2番目の欄の「漁業種類」は、「手繰第2種こぎ

網漁業」、「許可等をすべき船舶の数」は、現行の協定に基づき「120隻」です。その右の欄の「船舶の総トン数」は「5トン未満」、「推進機関の馬力数」は「48キロワット以下、旧漁船法の馬力数では15馬力以下」で従来どおりです。さらに右の欄の「操業区域」については、47ページに図面を掲載していますので、そちらをご覧ください。

これは、周防灘海域を示したもので、斜線を引いた区域が、福岡県・山口県・大分県の3県共通海域で、灰色で着色された区域が、今回公示する許可に関する大分県海域です。この許可により、山口県漁業者は灰色で着色された区域で操業できることとなります。

44ページにお戻りください。「漁業時期」は、従来どおり「4月1日から翌年の3月31日まで」の1年間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は、「山口県知事から小型機船底びき網漁業手繰第2種漁業の許可を受けた者であって、周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定により締結された山口県と大分県の間の入漁協定に基づいて入漁する者」です。この許可に関する協定等を48ページ以降に掲載しております。48ページには現在の大分・福岡・山口の3県による協定書を、51ページには現在の山口県との入漁協定書を掲載しています。これらが同じ内容で更新された場合、制限措置を公示することとなります。以上が、公示を予定している許可の制限措置の内容となります。

52ページをご覧ください。「4 公示の申請期間（予定）」です。まず、申請期間の設定に関する基本的な考え方をご説明します。

許可する船舶や漁業者の数に上限を設ける場合は、大分県漁業調整規則第11条第2項に規定される原則の1ヶ月間を設定します。1ヶ月の申請期間をとると操業機会の喪失につながる場合など特別の理由がある場合は短縮も可能です。

一方、許可する船舶や漁業者の数に上限を設けない場合及び山口県の小型機船底びき網漁業を除いた県外漁業者の入漁は、公示の日から許可の有効期間の間はいつでも申請可能とする周年としています。

これを踏まえ、下の表をご覧ください。申請期間を1ヶ月間で設定するのは、いか棒受け網漁業が「令和6年6月1日から同年7月1日まで」、小型機船底びき網漁業手繰第3種貝けた網漁業が専管海域、共通海域ともに「令和6年8月25日から同年9月25日まで」、山口県漁業者の小型機船底びき網漁業が「令和7年1月26日から同年2月26日まで」です。その他は周年として設定します。申請期間については以上です。

次の53ページをご覧ください。「5 許可の有効期間の短縮」に

ついて説明します。

知事許可漁業の許可の有効期間については、大分県漁業調整規則第15条第1項において、本日説明した漁業はいずれも5年間と規定されています。一方、この期間については、同規則同条第2項により、本委員会の意見を聞いたうえで、漁業調整のため必要な限度において短縮することが可能とされています。

今回、小型機船底びき網漁業手繰第3種貝けた網漁業を除いた他の漁業について、次のとおり有効期間を短縮します。まず、①いか棒受け網漁業については、漁業調整上の問題がないかの確認が必要であることから、漁業時期のみ許可を行っているもので、漁業時期である2ヶ月間に短縮します。

次に、②他県から本県への入漁許可です。県外入漁については、いずれの漁業も、毎年漁業調整上の問題が無いかの確認が必要であり、関係する連合海区漁業調整委員会で協定又は覚書の内容について合意された後に許可を更新するため、従来と同様に1年間に短縮します。知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についての説明は以上です。

なお、今後行われる関係県との協議において、協定又は覚書きの内容等に変更が生じ、許可の制限措置等に修正が必要となった場合は、改めて諮問されることとなっております。以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、第2号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

正田委員 いかの棒受け網ですが、基本的に全部廃止になる予定でしょうか。当時100隻以上いたのですが、今は34隻になっています。

事務局長 基本的に、現在いか棒の許可は要望をうけて許可をしています。隻数についても、ご覧頂いた要望書の中に入っております。

要望書の前提として、漁業者同士の交渉といたしますか、同意が必要です。基本的には減らす方向でということで制度がはじまっているという認識です。ただ、関係漁業者の理解が得られれば、数は少なくはなるかもしれませんが許可の維持は可能だと思います。

正田委員 許可の時期について、実際のとれる時期とずれているように思うのですが。

事務局長 時期についても同様に、他の漁業との調整が諮られたうえで、合意が得られた時期ということで要望がきていると理解しております。で

すので、時期の変更についても合意形成がされて、要望が提出されれば変更も可能かと思います。

正田委員 わかりました。

議長 小さいサイズのいかをとるのであまり良くないとは思いますが、小型底びき網漁業の漁獲が減ってきたので、少しでも収入を上げようということで始まったと思いますが。実態としては減ってきているようですね。

正田委員 減っています。愛媛は6月からとっています。そのせいかもしれませんが。

議長 6月頃、魚屋に行くによく出ていましたが、近年見ないので減っているのかと。それは時期が悪いからですか。

正田委員 去年もほとんどとれていないようです。時期もあると思いますし、小いか自体あまりいないようです。

議長 調整しながら要望があれば許可していくということのようです。他に何かありませんか。

渡邊委員 山口と大分の小型底びきの許可の隻数ですが、120隻の許可数は何十年も前から変わっていないのではないのでしょうか。

事務局長 協定の中にはいっているので変わっていないと思います。

渡邊委員 船が少ない時は大分県は許可数を減らしてきました。増えるときは話し合いで増やせるような話をしていたと思います。山口からの許可数は現在62隻です。

事務局長 実態と合っていないというご指摘だと思うのですが。大分も山口もお互い上限120隻入れる協定の内容であったと思います。

渡邊委員 現状では、栄養塩がないので山口からこちらに入ってくる人もいませんが、許可数としてどうかと思ったので。

事務局長 資源にとってどうかということですかね。実態として数十隻しか許可していないので追加するという事は考えられないと思いますが、

とにかく大分県だけではきめられないので、ご意見としてうけたまわっておきます。

議長 お互いの最大の許可数を想定して協定を結んでいると思うのですが、必要であれば渡邊さん、周防灘連調委で「実態に合わせましょう」と提案してみたらどうでしょうか。

渡邊委員 今は漁獲がないので山口からそんなに来ることもないですが、昔、くるまえびが多くとれていた時、多くの船が来て問題になった。もし増えたときは120隻の許可に戻すことができるなら、そのときに増やす話をしたらよいのではと思ったので、わかりました。

議長 昨年から相互の許可の分は一括して審議することになったので長かったのですが、内容は例年とかわらないものです。協定の内容に変更があった場合は再審議を行うということです。

愛媛県漁業者へのまき網の許可について、要望隻数が5隻よりも少なかった場合に再諮問は行わないことについて、ご意見はありませんか。5隻が3隻に減ったという時にわざわざ再審査はいらないと思いますがどうでしょうか。

正田委員 まき網協議会の方で審議してきまったことと思うので、問題ないと思います。

議長 わかりました。他によろしいでしょうか。では、第2号議案「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」は原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第2号議案については原案のとおり異議ない旨知事に答申することといたします。

次に、第3号議案の「別府湾南部海域における「まきえ船釣り等」の承認について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 議案書の54ページをご覧ください。

3月14日に開催した第24回委員会でご審議いただいた、別府湾南部海域におけるまきえ船釣り等の禁止についての委員会指示が發出さ

れたことに伴い、当該委員会指示第1項のただし書に基づく申請があったので、まきえ船釣り等の承認について審議をお願いするものです。

今回、各団体等から計309件の申請書が提出されております。これらすべての申請書について、船名など記載事項に不足がないこと、個人による申請については漁場利用協定を遵守する旨の誓約書が添付されていることを確認しております。

次の55ページには、年度当初の申請件数の推移を、57ページには年度別の承認実績の推移を載せています。いずれも減少傾向にあり、令和5年度実績は344件で、平成26年度635件の54%まで大きく減少しております。

参考として、58ページには3月29日に発出した委員会指示を、60ページには4月1日に調印された漁場利用協定の写しを載せております。

なお、今後の申請については、その都度内容を審査し、記載事項に不足がなければ承認することとし、承認結果を本委員会において報告させていただきます。以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありました。第3号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。
委員会指示の違反はないでしょうか。

須川委員 取締船が来ると、カゴを隠して捕まらないようにして、取締船が帰ったらやるという状況で取締船がきてもあまり意味がありません。

議長 取締船をずっとその場にはりつけたらよいのではないのでしょうか。

須川委員 遊漁船団体に入っている船はここ近年違反がないようです。遊漁船にのって釣りを覚えた人が、自分の小舟でやって来るようになり、操業のじゃまになる場合があります。

今、あの辺はまきえをまいても釣れません。これが承認数の減少に繋がっていると思います。最近ジギングが流行りだして、たいとかぶりとかをジギングで釣っている人が多いようです。

議長 操業のじゃまになりませんか。

須川委員 じゃまになります。飼付やつきいそ漁業権以外のところでやられると何も言えないので。

事務局長 参考までに別府湾南部海域の取締状況を報告しますと令和3年が18件、4年が8件、5年が9件と減っています。ルールのお知らせがされてきていると考えています。

いずれにしてもまきえの違反については通報がありますので、今年度は対策として5月から6月を別府湾南部海域の取締の強化月間として取締を実施しています。ホームページでもお知らせしているのでご確認ください。

議長 他にご意見ありませんか。
ご意見もないようですので、第3号議案については原案のとおり申請を承認することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第3号議案については原案のとおり承認し、年度途中で申請が出た場合は、適宜承認のうえ、本委員会に報告することとします。

以上で予定していた議案は全て終了しましたが、何かこの機会にご意見等がありましたらお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

なければ、これをもちまして本日の議事を終了します。進行を事務局に戻します。

事務局長 ご審議お疲れ様でした。

1件報告がございます。先週の5月17日に東京で開催された令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会において、連合会会長表彰が行われ、当海区の疋田委員が表彰されております。おめでとうございます。

賞状と記念品をお預かりしておりますので、本日この場をお借りして、お渡ししたいと思います。

疋田委員は、ステージの前にお願ひします。会長もお願ひします。

会長 (表彰、記念品の贈呈)

事務局長 おめでとうございます。

会長、疋田委員は席にお戻りください。

次回の委員会は、6月12日(水)に開催予定です。出席のほどよろしくお願ひいたします。以上で、本日の委員会を終了します。

以上、第22期大分海区漁業調整委員会第25回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和6年5月21日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員